

2008年7月 1日

国土交通大臣

冬柴 鐵三 様

国土交通省近畿地方整備局

局長 布村 明彦 様

(社) 北海道自然保護協会

会長 佐藤 謙

民意を無視した淀川水系河川整備計画案の撤回を求める要請書

去る6月20日、貴省・近畿地方整備局は、淀川水系流域委員会との「見切り発車はしない」という約束を破って、一方的に、淀川水系河川整備計画案を発表しました。既に4月25日、淀川水系流域委員会から整備計画原案の見直しと再提示を求める意見書が出されていたにもかかわらず、近畿地方整備局はそれをまったく無視して、整備計画案の発表を強行しました。近畿地方整備局が自ら、河川法第16条の2に基づき設置した同委員会の意見書をまったく無視し、独自の見解を示したことは、民主主義国家にあるまじき行為であり、新河川法の精神を踏みにじるものと言わざるを得ません。

私たちは、このことが、我が国における河川の整備と保全に関して貴省が主管する法の精神に基づかない行為を続ける点で極めて重大な問題であると抗議します。ここに、以下に述べる理由から、貴整備局が発表した河川整備計画の撤回を求めます。

1. 淀川水系流域委員会の意見書

治水に関して委員会が求めた最も基本的なことは次の2点です。

- ① 想定を越える洪水が生じて、壊滅的な被害を回避・軽減するため、計画高水位以下の堤防だけでなく、計画高水位以上の堤防を強化し、急激な破堤が起きないように、越水対策強化を最優先で行うこと
- ② ダムに関しては、大戸川ダムを例にとれば、ダムがない場合に淀川の水位が計画高水位を超えるのは、検証33パターンの計画規模洪水の中でわずか2パターンであり、しかも、その超過高はたった17cmに過ぎず、ダムの効果はきわめて限定的である。さらに、洪水位が計画高水位をその程度超えても堤防天端高までははるかに余裕があるから(約3m)、現実的な意味は薄く、①の対策を実施すればまったく無意味なものになる。したがって、大戸川ダム等のダム計画を見直すべきである。

2. 近畿地方整備局は、堤防は壊れると決めている

これに対する近畿地方整備局の説明は、次のとおりです。

「淀川水系では、全川にわたって計画高水位以下の流水の通常的作用に対して安全な構造とする。計画高水位を上回る洪水に対しては技術的な課題があるから、壊れない堤防、耐越水機能を持つ堤防を造ることはできない。確実に水位低下を行うことのできるダムの代替案とはならない。」

しかし、計画高水位以下についての浸透・洗掘対策と同じ対策を計画高水位以上についても行えば、計画高水位以上についても安全となることは自明のことであり、近畿地方整備局の説明は論理矛盾しています。しかも、耐越水機能を持つ堤防の整備はすでに各地で行われていると聞いています。

3. ダム建設優先でなく、地域にあった治水対策が必要です

北海道天塩川水系河川整備計画においても同様なことが起きています。流域委員会で、名寄川の堤防は完成堤防であり、多くの場所で北海道開発局が決めた余裕高1.5 m以上であるのに、北海道開発局は、計画高水位をわずかに超えると、余裕高に関係なく堤防が壊れるという見解を出しました。疑問を出した委員は納得しませんでした。多くの委員は開発局が言うのだからやむをえないという対応をしました。

想定を越える洪水が来ても壊滅的な被害を避ける治水対策を最優先で行うことを求めた淀川水系流域委員会の意見書は、人命の大切さを思えば、河川行政の進むべき方向を明確に示すものであり、それを無視してダム建設にまい進し、真に有効な治水対策に目をよとしない近畿地方整備局及び国土交通省の姿勢を私たちは認めることができません。

以上のことを踏まえ、私たちは、近畿地方整備局及び国土交通省に対して、淀川水系河川整備計画案を撤回するとともに、流域委員会の意見書に真摯に答える整備計画原案を再提示することを強く求めます。

以上